

# 藤原鉦山およびその周辺次期原料山開発事業に係る環境影響評価準備書 に対する三重県知事意見

## (総括的事項)

- 1 事業実施区域となる藤原岳は、石灰岩地特有の動植物が存在し、いなべ市においても誇るべき自然と位置づけられていることから、事業の実施にあたっては、十分な環境配慮を行うこと。
- 2 治田鉦区の事業の延期により、自然環境への影響が回避されたことは、環境保全の上で十分評価できる。山頂鉦区の事業の実施にあたっては、環境負荷の低減となる最新の技術、工法等を積極的に採用するとともに、新しい知見が得られた場合には、この知見に基づく環境保全措置を検討すること。
- 3 天然記念物であるイヌワシ、三重県指定希少野生動植物種のカナマルマイマイ及び希少な動植物の環境保全措置については、その効果が不明確であるため、有識者の意見を幅広く聞くとともに、事後調査結果の検証を行い、十分な環境保全措置を図ること。
- 4 事業計画の期間が 50 年と長いことから、この間に、三重県レッドデータブック等の重要な種の選定に用いた文献が更新された場合には、有識者に意見を聞き、関係機関と協議したうえで、必要に応じて環境保全措置を行うこと。

## (個別的事項)

- 1 大気質  
微小粒子状物質の予測及び評価の手法が、事業実施期間中に確立された場合には、その予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を行うこと。
- 2 騒音・振動・低周波音
  - (1) 騒音、振動、低周波音の現況の調査結果、予測手法、評価に用いる管理値について、評価書に詳細に記載すること。
  - (2) 立坑等の工事の実施時における発破作業による騒音が、周辺環境に与える影響は小さく、問題はないと考えられるが、念のため、発破作業の実施計画を示し、夜間にも発破作業が行われることを評価書に明記すること。
- 3 水質  
事後調査により湧水量の監視を行うとあるが、事業の実施により周辺の湧水や河川への影響が見られた場合に事業との因果関係が分らなければ、適切な環境保全措置を実施することは難しいと考えられる。したがって、有識者の指導を仰ぎながら、事業の実施による周辺の湧水や河川への影響を確認するために必要な調査を、現況及び採掘が行われる供用中の一定期間ごとに行い、影響が考えられる場合には環境保全措置を行うこと。

#### 4 地形及び地質

- (1) 地形及び地質の調査結果内の図表、用語等については、評価書に正確に記載すること。
- (2) 事業の性質上回避はできないが、尾根が削られ、影となっていた場所に日が当たることで、既存の植生等に大きな影響が見られる場合には、必要に応じて環境保全措置を行うこと。

#### 5 土壌

- (1) 事後調査でカドミウムの土壌溶出量調査が行うとあるが、直接摂取のリスクを踏まえ、土壌含有量調査を行うことも検討すること。

#### 6 植物、動物、生態系

- (1) 植物の移植にあたっては、石灰岩地で成功した事例や文献等を調査し、事前に十分な試行を行ったうえで適地に移植し、移植後も生育状況の確認を事後調査で行うこと。
- (2) 植物の移植は移植先の環境に大きく左右されることから、移植候補エリアの環境の調査を移植前に行い、移植を行う植物の生育条件に適した場所に移植を行うこと。また、移植先の既存の植生に対する二次的な影響についても考慮すること。
- (3) 植物の重要な種の移植を行う株数についても、評価書に記載すること。
- (4) 住民意見等において、準備書に記載されていない動植物の重要種の確認の報告があることから、その報告について確認し、必要に応じて環境保全措置を行うこと。
- (5) 採掘後に行われるツゲによる緑化にあたっては、生育状況を確認し、十分な管理のもとに行うこと。
- (6) 供用開始時までには、適切な調査箇所でもレーズトラップ法及びフィット法による昆虫類の調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を行うこと。
- (7) 陸産貝類の調査結果について、ヒメビロウドマイマイは過去の文献に生息の記録がなく、また、フトキセルガイモドキはキセルガイモドキと、オクガタギセルはハゲギセルとの誤同定、混同が疑われるため、有識者の意見を聞いたうえで、評価書に正確な記載をすること。
- (8) 陸産貝類については、狭い範囲でかつ陸産貝類相の多様性が低いと考えられている養老山地の標高の低い調査地点における調査結果と比較しても、発見された種数は少なく、かつ未同定種が多いことから、調査の時期、調査範囲、調査に費やした人数・日数、調査の手法及び参考文献についても評価書に詳細に記載すること。

- ( 9 ) カナマルマイマイについては、その生態的な基礎情報が明らかでなく、これまで実際に行われた移殖の研究事例もない。また、移殖先への影響については、人為的な個体群の移入が元々のカナマルマイマイの個体群、他の陸産貝類相などへ多大な影響を与えることや、移動能力の少ない陸産貝類は個体群ごとに独特の分化を遂げている可能性が高く、遺伝子を攪乱することが考えられる。したがって、移殖は極めて困難であると考えられることから、移殖を前提とせず、可能な限り、事業の影響を回避・低減する方法を検討すること。
- ( 10 ) イヌワシの採餌環境の創出のために林冠ギャップの施工を予定しているが、その効果は現在不明確であり、施工場所に生育する動植物への影響も懸念されることから、ギャップを試験的に施工し、その効果を確認してから行うこと。  
なお、林冠ギャップの施工を行う場合には、施工前にギャップの施工箇所の動植物に対する調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を行うこと。
- ( 11 ) イヌワシ・クマタカについては、事業実施期間中は継続して、事後調査を行い、繁殖への影響の有無や林冠ギャップの効果の判断を行うにあたっては慎重に行うこと。
- ( 12 ) 事業実施区域にはカモシカ特別保護区が含まれており、カモシカの糞塊も確認されていることから、事業の実施にあたっては、三重県及びいなべ市の教育委員会と協議のうえ、保護・保全に努めること。

## 7 歴史的文化的な遺産

事業実施区域の付近には、埋蔵文化財包蔵地である治田銀銅山が存在するため、その範囲を記載し、事業の実施にあたっては三重県及びいなべ市の教育委員会と協議のうえ、保護に努めること。

## 8 景観

三重県景観計画に基づく景観形成基準に配慮した事業計画とすること。